年

頭のごあいさ

<u>う</u>

1

二〇一八年

### 2018年(平成30年)2月5日 (1)

茨城県建築士会

尚

勉強会・・・

2 4

事務局

からの 支部

お知らせ・・・・・

### 第177号

NPO法人建築Gメンの会 〒154-0001

東京都世田谷区池尻 2-2-15-201 発 行 責 任 者:理事長大川照夫 0 3 - 6 8 0 5 - 3 7 4 1 - 6 8 0 5 - 3 7 1 9 E-Mail jimukyoku@kenchiku-gmen.or.jp Homepage URL

http://www.kenchiku-gmen.or.jp/

## 一〇一八年 年頭のごあいさつ

文責 理事長 大川

照夫

新 第2回研修会 年 明 け

理事長 大川照夫

います。 ましておめでとうござ

が 度データ偽装、 る検査など、 る偽装の表面化が頻発しています。 ・ます。 が鋼メ を果たすために組織立って不正 行われていたことが報道されて に 昨今は我が国 おける完成時の無資格者によ カー 多くは製品納入の においては鋼材の 自動車メーカ 0) 工業生産に パーの生 におけ ノル 強

おける労働環境 ました。 また、 0 問題が顕 在 化

任を押し付ける慣習は、 たことではありません。 過酷な労働環境のもと、 今に始まっ 個人に責

必要な労力が確保されな

7)

ま

ま

えになられたことと存じ、

お慶び申

皆様方には、

健勝で新年をお迎

し上げます。

ド に 立 み生活を楽しめる、 態があるのです。 向ける必要があります。 した建物建設に向けて消費者サイ 不完全なものが造られるという実 人びとが安全で快適に った厳し Ņ 目を 住宅をはじめと 建築生産 生 産 励

ています。 頼が揺ら 技術に裏付けされて来た信 できているとも言われ 演会や相談会を開催して、 欠陥建築をなくし、 人を救うことを目的として掲げ、

欠陥建築で悩

高

か? 事実は今に始まったことでしょう 社会問題化して いるこのような

を確保すべきかを消費者に伝え、

又

て欠陥のない安心して暮らせる家

いかにし

消費者の求めに応じ、

家づくりの相

く残っています。 データ改ざん」の問題が記憶に新し 「杭工事データ改ざん」 方、 建 築生産 に目 Þ を 向 「免震材 けると

検査

(第三者検査)

をし、すでに完

談に乗り、

確実な施工ができるよう

成した建物の問題点(欠陥)を調べ

え品を変えと言うくら 起きています。 過去10年をとってみても、 昨年は新国立競技場建設に い不祥 手を変 事 が

処法について提言をするとい

った

活動を続けてきています。

問

題の

本質を明らかにした上で対

た、 たいと考えます。 情報発信も併せて積極的に 性を意識して、 の方に知ってい を続けてまいりたいと考えます。 念として、  $\mathcal{O}$ 強い よりよい住まいを求める消 わたくしたちの活動をより多く 味方であり続けることを信 更なる研鑽を重 当会の活動に関 ただくことの 実 する 施 重 費 活 要 ま

上げる次第です。 会員の皆様の 奮 闘 を お ŋ 申

し上げます。 本年もどうぞよろしくお願 申

「建築Gメンの会は、

わ

· が 国

か

### (2)

### ~茨城県建築士会 イベント報告

### 石岡支部 勉強会~

文責 常任理事 構造設計 級建築士 建築Gメン

藤 賢 典

士会 当事者にならないために」とのタイ 招きにより、 ただきました。 トルで講演・勉強会を開催させてい において 平 成 石 29 岡支部 年 「建築紛争の現場から 10 石岡市国府地区公民館 月 総務委員会様のお 14 旦 茨城県建

で20名のご参加をいただきました。 受講者は、建築のプロ・有資格者



佐藤理事の講演

旨で、 チを採りました。 りかねない。 応をすると、 日 .の原因を作らないように」との主 . Z 限 質疑 0) られた時間ではありましたが、 構造的な問題点を中心に話 業務の流れの中で安易な対 5 提案を行うようなカタ トラブルの当事者にな 「建築士としてトラブ

案・講演内容について抜粋して紹介 します。 以下にトラブルとなり易 V 事

命や財産が奪われる。

これは法

える。しかしコントロール

は

可能

ことから地震災害は人災とも

# 基本中の基本

とし、 低の基準」としている。 及び財産の保護を図ることを目的 に対し、安全性を確保することを「最 建築基準法は、 想定される現象 国民の生命、 Þ 災害など 健康

格な と感じること などを明示)」としている。 **※** 建築基準法の条文の大部分は、 「仕様規定(法令で材料、 トラブルの現場で「勘違い」 5 構造屋としての 仕様 厳

鋼材にあっては40%程度に抑えら められているが、 ・は実質値(降伏応力)の3分の1、 法律で「材料の許容応力度」 木材やコンクリー が定

これを楯に「余力があるから安 した時に発覚。その際には、 の自然災害や火災など)  $\mathcal{O}$ ような考えは間違いであ 全」なる考えが現場の職 現象 建築物の安全性能は、 (地震、 蔓延しているが、 暴風、

水害など に遭遇

何ら

人にま

この

状態、 度など、 を考慮し、決定されている。 律の主旨に反する。 材料・品質のバラツキ、 法律が「余力」を見込むのは、 作業員の技術レベルや心身 作業環境、 安全性に関わる諸要 加工道具の精 保管状 因

る荷重 まで安全性は確認できない。 ているが、 について、 たとえば、 の最低限必要な余力」と言える。 とを「最低の基準」としている でなく、法律は余力を見込むこ 「余力」は (法律上の安全性能)。 つまり 「余力があるから安全」 (法定仮定荷重) 構造耐力上の安全性 その荷重に遭遇する 法律は建物に作用す 「安全性確保のため を定め なの

> に対し、 利器」 でない 構造物、 建築物は、 したがって、 地震被災地では、 建物」 が凶器と化している。 家具、 「安全な建物」と「安全 想定される諸処の現象 が混在してい 現在巷に建って 備品など「文明 壊れる建築物 いる

瑕疵 概念 (かし:欠陥、 (建築に限らず) 不具合)

### (1)建築大辞典 によれば

- 1 値を減少させる欠点。 物の使用価値または交換 価
- 3 2 呈示した図面仕様に適合しな 質を欠いている点。 請負工事の場合には注 当事者があらかじめ定め 文者 た性  $\mathcal{O}$
- い点。 中村幸安 先生 (本会 設立 時

(2)

- 1 理事長) 関係法規に違反 (当事者の合意あるも が提唱する瑕疵概念 は 別
- 設計図書の瑕疵 設計図書に違反 (合意ある設計変更は

3 2

契約約款に違

4

(5)

監理の

瑕

9

居住性の減

6 経済的交換価値の

減

7 使用価値の減少 (不具合と言われるもの)

8 安全性の減 (耐用年数の減少)

(11) (10) た場合 部分の性能が通常でない場合 設計図書に明記されていない 過分な維持保守費用が発生し

3 「請負契約」 とは

い場合

(12)

見てくれ

(外観)

が通常でな

遵守されていることが前提条件。 書を含む) 約約款などに記載された "契約の ーカーカタログ、 使用材料や施工方法を示した 契約書である設計図書、 関連法律 見積書、 や「技術規準」 メーカー仕様 契約書、 仕様書 が 契

目的物のの の確保 ①性能 ②形状

3

ヘアクラック

لح

構造クラッ

トラブルになり易いと考えられ る事象

1 ない、 にも多い 報告書 建築士でありながら地 理解できない方があまり (特にSS試験) 盤調 が 読 查

> 地盤調査 の実施 イコ ] ル

> > 7

部材の未施工

題

反映しなければゴミ同 地盤の安全性が担保 地盤調査をしても、

た上で調査、 つの参考」 いため、 報量が限定され、 安価で簡易的だから。 される理由は、 問 特徴および注意点を理解し 題の多いSS試験が選択 構造系の技術者は 程度にしか扱わな 扱うこと。 単純に調査費が 信頼性に乏し しかし情 \_ 1

**※ ※** 行令93条)」ではない。 SS試験結果は、支持力を求 めるもので、 「地盤の許容応力度(地耐力)」 る「地盤の許容応力度 建築基準法が求 施

2 弋 設計図書と異なる施工 性 は 契約を下回ると推定 "地盤支持力"に を加味したもの。 沈下特 (事実

4 ジャンカ、 気泡痕 コー ルドジョイン

6 (5) 条 ) 、 壁量不足 鉄筋のかぶり厚さ アンカーボルトを含む (耐震性、 (施行令 偏心率 79

ではな

設計に 10 (9) 8 ビス等のサイズ、 各部の変形(内・外装材の亀 金物の取り付け不良、 プレカット加工問

間隔不良

釘打ち、

(11) 換気不良

ひび、よじれ

12 防水不良、

断熱材の隙間、 未施工。

0 階段の蹴上げ、 取り付け不良 踏み面、

(14) 13

手摺

**1**5 電気配線

(16) 火災報知器

17) 配水管の接続不良

(18) 設備関係

5

その他 東日本大震災・ 熊本地震などで

問題、 下率(2階と1階の壁、 像や資料を交え、 見られた欠陥建築物について画 柱抜けなどについて個人的見解を 仕口、 金物、 地盤の破壊、 筋違いの破壊、 柱の配置 直

意見として・・ 割愛させていただくが、 問をいただいた。 通りの講義を終え、 技術的なことは 複数の質 個 人的な

有資格者として法律や技術

規

ミュニケーションを図ること、 準を遵守することは最低限、 ねない。 ただけででもトラブルになり 葉1つ、 や知識を充分に提供すること、 態度1つ、 対応を間 技 違 言

Ŕ どの差がある。 度の買い物」、 1棟に過ぎない建築物」 十棟も関与していく中の「たった 建築士側にとっては、 消費者にとっては「一生に これは、 天と地 だとして 年 蕳 何

いることが多い じりや、 識は豊富、 調べられる時代、 専門家として根拠なく、 今はインターネットで何でも 都合の良い しかし、 消費者の 上辺の 処取りをして い聞きか その 方が 場

限り、 ないこと。などの回答や提案を 終了した。 思い付きのような対応は



を定

んめるも

のであり、

建築確認

耐震基準

を充足していても、

施

工段

構造•

設備

用

途に関する最低の基

とも言わ

れています。

設計の段階

築基準法は、

「建築物の

敷

地

わち法律や規則を守ること。 ンプライアンスとは法令

集後記

を前

行

政においても事

前に最 ること

を

確

保

するため

のシステム

全

こうして、

実質的

に建

物

の安全

て、

建築士

が

設計を行ってい

低

限

0

チ

エ

ックを行うと

١J

う

趣

綻びが生じる中で、

一人の無責任

設

けら

れた制度でした。

!まりない建築士によって、

多数の

建

物が建

築されるにあ

たっ

険

性 強

は全

般

的 0

に

高く

、なって

1

ま

制度というのは、

戦後復興で全国

階で

**滋度不足** 

建物が

建築され

### 事 務 局 か ら の お 知 ら せ

あ

13

年

-前に国土交通省が、

千葉県に

### イベント プ建築無料相談会ご案内 のご案内

会場 Ħ 時 品川 2018年3月 13 時 区立総合区民会館 30 分~ 15 時 24 30 日 分 主

耐

震強度の

構

造

計算は、

いくまで

▽入場料 交通 き ゆりあん) JR 無 **/東急線大井町** 料 (要予約) 5階第1講習室

主 TEL 0 3 問合せ先 東京グループ 5 4 9 6 建築Gメン 9 (原田まで) 8 0

> 築士が、 ました。 ことを公表したことに始まる 事件 0 た 建 (耐震偽装問題) 築設 造 計算書を偽造し 計事務所 を想い (T) 元 て 級 出 11 連 た 建

その どの き工 による倒 中 つ そして、 事が 設 さらに設っ 自 の計算方法であり、 民間 計図 然条件によっても 行わ 壊 の建築業界の価格競 凶通りに 0 90 計上問 危険 れる危険 年 -代後半の 施工しない手 は 題 敷 は 性もありま 地 実際 なくて 異 0 建 なり 築不況 地 0 経なな 地震 争 ŧ 抜 ŧ  $\mathcal{O}$ 

激化によって、 る手抜き工事、 を落として採算を確保しようとす 「撃しました。 その しわ寄せが施 その 粗漏工事が横行した 極端な安値受注 結果、 工 工事 の現場を が横  $\mathcal{O}$ 質

遵

宇

件でし 単に いう 建 物 露 行  $\mathcal{O}$ 骨な わ 構 れ 造 たの 「違法行為」 計算書を改ざんすると が耐震 強 が 度偽 とも簡 装 事

るとい した上 す。 欠陥 は、 的として、 ありますように、 でに完成した建 理 を 事長の わが国から欠陥建築をなく 建築で悩む人を救うことを 調 で対処法に た活 検査 年 間 動 頭 題 (第三者検査)を を のごあ 当建築G の本質を明ら 物 続 0 1 0 け て提言 いさつ 間 7 きて 題 メン 点 の会 を に か 11 欠 ま す

す

陥

ます。 会員  $\mathcal{O}$ 皆 様 のご 力 を お 願 11

T T

●会員の種類 ●年会費

会の活動にご協力ください!

員 ----- 24,000円 会 消費者正会員 ----- 12,000円 一般会員 ----- 6,000円 団体一般会員 ----- 48,000円

※ご入会の際は入会申込書が必要です。 事務局までご連絡ください。





無料電話相談窓口のご案内

### あなたの家は大丈夫ですか?

欠陥住宅など、住まいに関する相談・質問がある方は、当会ウェブサイトの 「相談員名簿」(http://www.kenchiku-gmen.or.jp/sumai110.html) に掲載されているお近くの相談員まで、直接アクセスして下さい。

誰に相談すれば良いかわからないなど、不明な点がありましたら、 事務局にお問合せいただければ、適当な相談員をご案内します。

TEL:03-6805-3741 / FAX:03-6805-3719

E-mail: iimukyoku@kenchiku-gmen.or.ip